



役員給与の支給状況について調査をしていたところ、2年以上国外勤務をしている役員が2名いましたので、それぞれの給与に係る源泉所得税の課税処理について、調査官が担当者に説明を求めています。

調査官 常務取締役は香港に2年以上勤務していますね。

国外勤務役員給与に対する源泉所得税

担当者 はい。

調査官 常務取締役はどのくらいの頻度で日本に帰国しますか。また、帰国する場合、どのような業務を行っていますか。

担当者 3か月に1回程度帰国し、経営会議や取締役会等に出席しています。

調査官 常務取締役は2年以上居留ビザで香港に滞在していますが、ご家族はどうしていますか。

担当者 単身で行ってもらっているのですが、妻子は日本に残っています。

調査官 給与はどのように支給していますか。

担当者 日本にいる妻に30万円を当社で支給し、常務取締役には90万円を香港に送金しています。

調査官 源泉徴収はどのようにされていますか。

担当者 1年以上の勤務があらかじめ決まっている場合には、出国の時から非居住者であると聞いております。

非居住者は国内源泉所得のみが課税されるとのことなので、香港での勤務に基づく給与は国外所得となりますから、源泉所得税の課税の対象としておりません。

調査官 原則はそれとおりののですが、

内国法人の役員については、非居住者であっても経営権限等を持っていることから、国内で行う勤務とみなされま

す。ただし、常務取締役が内国法人の使用人として常時香港に勤務していることが明確であれば、原則どおり非課税となります。

担当者 給与の支払が海外で行われていても、国内源泉課税と同様の処理をしなければならぬということですか。

調査官 そのとおりです。

担当者 具体的にはどうなるのですか。

調査官 留守宅手当も含めて支給額の20・42%の源泉徴収を行うこととなります。

担当者 わかりました。

調査官 とところで、もう一人の取締役がシンガポールに単身赴任されていますが、この方も源泉徴収がされていませんか。

担当者 現地駐在員として、シンガポールに単身で赴任しています。

調査官 常務取締役と同様の形態ですか。

担当者 いいえ。ほとんど帰国をせず、現地で仕事をしております。

調査官 現地のスタッフはどうなっていますか。

担当者 現地人が1名いるだけで、取締役が全責任を負っていますので、報告等はメールで頻繁に本社とやりとりを行っています。

調査官 メールは保存されていますか。

担当者 はい、全部保存しています。

調査官 取締役は常時使用人として、シンガポールで勤務をしていることが分かりましたので、支給される給与は国外源泉所得となります。従って留守宅手当も含めて課税の対象とはなりません。



イラスト 渡辺 正義